

## 2026 年度後期学費等延納手続について（希望者のみ）

大学院生・学部学生用

後期学費等振替日（登録口座からの引き落とし日）は 11 月 5 日です。学業を継続する意思があり、やむを得ない事情等でこの納入期限の延長を希望する場合は、本手続に申請することで 11 月 5 日（木）の学費振替を行わず、延長された納入期限（2027 年 1 月末日）までに振込にて学費を納めることができます。

また、高等教育の修学支援新制度（多子世帯支援を含む）※<sup>1</sup>の定期（二次）採用（出願期限：10 月 7 日（水）※<sup>2</sup>）に新規で出願する方は、2027 年 1 月末日まで納入を猶予しますので、必ず本手続に申請をしてください。学費等延納手続は Microsoft Forms による手続となります。以下をご確認の上、希望する方は申請をしてください。前期に後期学費等を納入済の方は、学費等延納願の手続は不要です。

※<sup>1</sup>2026 年度前期までに本学で高等教育の修学支援新制度により授業料減免を受けている方（「停止」となっている方も含める）で、11 月 5 日に学費振替を希望しない方は、本延納願の申請が必要です。

※<sup>2</sup>高等教育の修学支援新制度（多子世帯支援を含む）への出願等については、学生支援課へお問い合わせください。

### 【申請対象者】

- ・経済的事情等で学費振替日（納入期限）に納入が困難な方
- ・高等教育の修学支援新制度（多子世帯支援含む）の定期（二次）採用に新規で出願をする方  
（2026 年度前期までに本学で高等教育の修学支援新制度（多子世帯支援を含む）により、授業料減免を受けている方（「停止」となっている方も含める）で、11 月 5 日に学費振替を希望しない方は、本延納願の申請が必要です。）

### 【学費等延納手続方法】

- ①学生ポータルサイト JASMINE-Navi の掲示板「重要なお知らせ」に経理課が掲示している「2026 年度後期学費等延納手続について」を確認してください（学生本人によるログインが必要です）。
- ②掲示にある申請フォームをクリックし、申請内容を入力、送信してください。

### <注意事項>

- ・Microsoft Forms の申請先は経理課です。JASMINE-Navi のサインイン情報と入力される本人情報を照合し、受付をしています。必ずご自身の ID、パスワードでログインし、申請してください。
- ・申請された内容は、経理課から所属学科長、所属専攻主任にも共有されます。ご承知おきください。
- ・保証人は、本学入学の際に提出した誓約書に記入した人を入力してください（入学後に変更手続をした方は現在の保証人名を入力してください）。
- ・必ず保証人と相談の上、保証人の承諾を得て申請してください。

### ◆延期願の提出期限(送信期限)は 10 月 15 日(木)です。

10 月 15 日(木)23 時 59 分以降は Microsoft Forms による学費等延納手続申請はできません。  
期限までに提出した方については、11 月 5 日（木）に予定している学費口座振替を停止します。

- ◆延納願提出期限の約3～4週間後に「学費等納入延期許可通知」と納入期限を延長した「振込用紙」を学費納付者様宛に送付します。納入方法は「振込」です。振込時の振込手数料はご負担いただきます。
- ◆納入期限(学費振替日)は11月5日です。期限に納入が難しい方、高等教育の修学支援新制度(多子世帯支援を含む)に新規に出願する方は、必ず「学費等延納手続」をお取りください。

《延納期限について》

延納許可後の納入期限は 2027年1月末日 です。いかなる理由があってもこれを越えて延納を認めることはできません。期限内に納入できない場合は除籍の対象となります。なお、金融機関からの振込の場合、本学口座の着金日を納入日とします。金融機関の営業終了間際の振込は、翌営業日扱いになることがありますので、期限当日の振込には充分ご注意ください。

【事務連絡先：日本女子大学経理課】

学費係問合せメールアドレス：keiri-gakuhi@atlas.jwu.ac.jp

学費係窓口受付時間 月～金 9:00～16:00